

事務連絡

令和4年9月1日

指定障害児通所支援事業所

管理者様

江戸川区福祉部障害者福祉課長

児童発達支援管理責任者研修の修了証書提出について

日頃より、江戸川区の障害児福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

児童発達支援管理責任者研修について、令和元年度より研修制度等が見直しとなりました。

研修制度をご理解いただき、各研修の受講漏れがないようご注意のうえ、現任の児童発達支援管理責任者（以下、「児発管」という）は、下記のとおり研修の修了証書のご提出をお願いいたします。

記

1 更新研修を受講したとき

- ・更新研修の修了証書の写し

※更新研修の受講後、修了証書が届き次第、写しを提出してください。

2 平成30年度までの研修修了者が更新研修を受講したとき

- ・更新研修の修了証書の写し

※更新研修の受講後、修了証書が届き次第、写しを提出してください。

3 令和元年度から令和3年度までの基礎研修の受講者が実践研修を受講したとき

- ・実践研修の修了証書の写し

※実践研修の受講後、修了証書が届き次第、写しを提出してください。

【参考 （変更届の添付書類）児発管を変更したとき】

- ・ 実践研修の修了証書の写し
（平成30年度までの研修修了者は、旧制度の修了証書の写し）
- ・ 更新研修の修了証書の写し
（直近に受講したもののみ、未受講の場合は不要）

**※児発管が変更する際には、事前に要件等を確認するため、変更の可能性がある
と認識した時点でご連絡ください。**

【参考 研修制度等について】

研修制度については、下記URLの『3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になる方へ』の「研修制度変更に関するまとめ（PDF）」をご確認ください。

[障害者総合支援法等関連研修のお知らせ 東京都福祉保健局 \(tokyo.lg.jp\)](#)

※『4 令和4年度 障害者総合支援法等関連研修について』には、研修の年間予定が掲載されています。

以上

住 所：〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

担 当：江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

TEL：03-5662-0712（直通）

FAX：03-3656-5874